

こ 成 保 第 633 号
令和 7 年 11 月 28 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{中 核 市 市 長} \\ \text{児 童 相 談 所 設 置 市 市 長} \end{array} \right]$ 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の指導監査について（通知）

乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）については、同法第 34 条の 17 第 1 項及び児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 35 条の 4 の規定に基づき、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）による指導監査を行うこととされている。

今般、当該指導監査の取扱いについて、下記のとおりお示しするので、都道府県におかれては、管内の指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）に周知いただくとともに、各市町村におかれては、適切な指導監査の実施をお願いします。

また、都道府県におかれては、これまで、保育所等に対して指導監査を実施してきたことを踏まえ、市町村との連携を図るとともに、市町村に対する必要な支援を行っていただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

児童福祉法施行令第 35 条の 4 の規定により、原則として、市町村長は、当該職員をして、年度ごとに 1 回以上、国及び都道府県以外の者が行う乳児等通園支援事業が児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査しなければならないとされていること。

当該検査を行うに当たっては、「児童福祉行政指導監査の実施について」（令和 7 年 3 月 21 日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）を参考とすること。

なお、別途留意する必要がある事項について別紙のとおり整理したので、参考とすること。

以上

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
MAIL : hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp

第1 乳児等通園支援事業の監査について

市町村（特別区を含む。）が、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の4の規定に基づき、国及び都道府県以外の者が実施する乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）に対して実地検査を行うに当たっては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。）の規定を踏まえ、指導監査を実施すること。なお、設備運営基準の内容に関するより詳細な取扱いについては、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（令和7年2月12日付けこども家庭庁成育局長通知。以下「通知」という。）においてお示ししていること。

第2 乳児等通園支援事業の趣旨を踏まえた留意事項

乳児等通園支援事業は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度であり、その内容等については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月）をお示ししているところ、当該手引を参考にしながら指導監査を実施することが考えられる。その際、乳児等通園支援事業を行う事業所が、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力を勘案し、形式的・画一的な対応とならないよう留意すること。

第3 乳児等通園支援事業の区分に応じた設備及び職員の配置に関する留意事項

1 一般型乳児等通園支援事業所（設備運営基準第21条に規定する一般型乳児等通園支援事業所をいう。以下同じ。）

一般型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の配置については、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき定められた基準のうち、設備運営基準第21条及び第22条に係るものを遵守しているかについて指導監査を行うこと。その際、以下の点について留意すること。

- ・ 設備運営基準第22条第1項に規定する乳児等通園支援従事者については、保育士に限らず、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う児童福祉法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。）に従事する職員として市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者による支援が認められていること。
- ・ 保育所等と一体的に運営されている場合については、設備運営基準第22条第3項ただし書の規定が適用され、専従要件が緩和されることとなるが、その詳細については、通知の別紙において整理しているため、併せて参考とされたいこと。

2 余裕活用型乳児等通園支援事業所（設備運営基準第25条に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業所をいう。以下同じ。）

余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事

業を利用する児童の数（以下「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業である。

このため、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の配置については、まずは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所の指導監査の中で確認される必要があること。

第4 指導監査実施上の留意事項

一般型乳児等通園支援事業所（保育所等と一体的に運営されているものに限る。）及び余裕活用型乳児等通園支援事業所に対する指導監査を実施するに当たっては、その一体的に運営されている保育所等の指導監査の担当部署と連携して効率的な指導監査を実施すること。

第5 令和8年度以降の指導監査の在り方について

乳児等通園支援事業については、令和8年度以降、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく指導監査も実施する必要があることを踏まえ、乳児等通園支援事業の指導監査の全体的な在り方については、令和8年度中に改めてお示しすることを予定していること。なお、その際には、標準的な指導監査項目や自己点検票についても、整理の上お示しすることを予定していること。

【参考資料】

- （別添1）「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（令和7年2月12日付けこども家庭庁成育局長通知）
- （別添2）「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月）